

耐農改修工事の進捗状況

耐震改修工事は、現在2階と1階の工事を行っています。3階と同様に展示室の壁を崩して、 耐震補強用の山形の鉄骨を入れる作業を行っています。2階と1階の工事が終了すれば、耐 震改修工事は完成で、いよいよ再オープンへ向けての準備が始まります。



2階研修室と展示室



1階東側通用口から事務室



1階展示室

| 一法事の恩赦の事例から-津山藩の恩赦

梶村 明慶

いしめに

現在、恩赦は主に国の慶事の際多く行われています。恩赦には、有罪の言渡しの効力を失わせ、また言渡し前の場合、公訴権を消失させる「大赦」、有罪の言渡しを受けた者に対しその効力を失わる「特させる「大赦」、有罪の言渡しを受けた者に対しその効力を失わる「特させる「大赦」、有罪の言渡しを受けた者に対しその効力を失わる「特になっています。この恩赦の制度は近代になり始まった制度ではなく、になっています。この恩赦の制度は近代になり始まった制度ではなく、になっています。と思います。と思います。と思います。と思います。

法事の際の恩赦

恩赦の基準を幕府の例も参考にして、どの罪以上が対象になるか、御定書」の中で興味深いのは、文政七年(一八二四)のものとして、さんによる「御定書」を見るとその一端が分かります。その「御家治定書」、同様に郡代所の編されば、町奉行所の法事の際の恩赦については、町奉行所の編されば、町本行所の編されば、町本行所の編されば、町本行所の編されば、町本行所の編されば、町本行所の編されば、町本行所の編されば、町本行所の編されば、町本行所の編されば、町本行所の編されば、町本行所の編されば、近本では、町本行所の編されば、

改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上層部に確認している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上記を対している条文です。そこには、「在帳・無帳改めて藩の上記を対しる。」

「髪を剃り、御領追払」の作法

追放となりました。 追放となりました。 追放となりました。

けた町奉行は牢から勘兵衛を伴い、泰安寺へ出向きます。社を管轄する寺社取次から町奉行所へもたらされます。知らせを受菩提寺である泰安寺で行われました。法事終了後、その知らせが寺当日の具体的な流れを見て行きます。まず、この法事は松平家の当日の具体的な流れを見て行きます。まず、この法事は松平家の

屋目付などが出席していました。そこへ引き出された勘兵衛に対し、め中奥目付、御徒目付、下目付、寺社下代、町奉行配下の小頭、部泰安寺の本堂前にはすでに筵などが敷かれ、そこに寺社取次を始

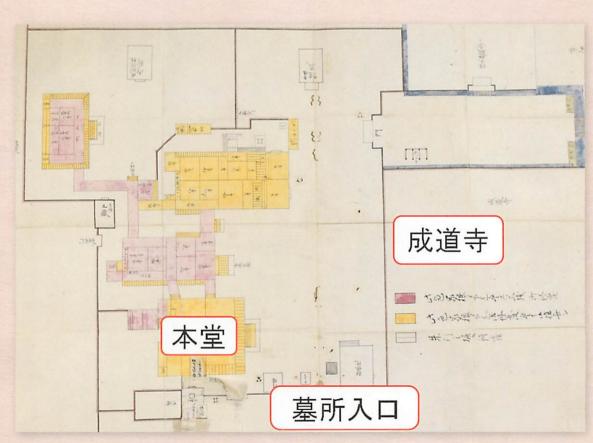
を剃、 を受け、 の成道寺に移動。そこの板縁にて僧侶から「香剃之式」(出家の儀式か 出席者 と恩赦の旨が申し渡されます。その後、 も可被仰付候処、今般御法事御赦二付、 小頭より「其方儀、 御領分追払申付候、 一同から確認を受けた後、 その日の内に当時津山藩領の境界であった皿村 度々直し切手致し候始末不届至極ニ付、 已後立帰り於令徘徊者、 当時泰安寺住職を兼ねていた隣り 格別之以御慈悲出牢之上髮 南の総墓所で髪を剃られ 可為曲事者也 (津山 死罪二 市皿

助命の者は髪を剃り、 との境から追放されています。 命以外の者については、髪を剃らずそのままの体裁という扱いでした。 また、享和二年(一八〇二) (十代将軍家治) の十七回忌法要の際の恩赦についても同様に、 僧侶より戒を授けられています。 + 月に地蔵院で執り行われ しかし、 た波明 助

院

おわりに

残っています。 作法であったのかについては、幕府や他藩の事例などの調査が必要で また、 養のために徳を積む目的の方が強かったのではないかと思われます。 赦によって髪を剃り領外追放になった男であったなどという記録も 町奉行日記には、 今後の課題です。 して、 心するかどうかは別の話であったようで、文化四年 これらの恩赦は民衆のためというよりは、 以上、法事による恩赦の一例を確認してきました。 この行為は当時 法事の恩赦の際、 捕えた坊主姿の盗賊を調べてみると、 いずれにせよ、 仏道に帰依させる形をとる点などをみても 般的であったのか、それとも津山藩独自の 恩赦を受けた当人が恩義を感じ改 為政者が慈悲を示し、 (一八〇七) 助命の者に対 六年前に恩 供



泰安寺の絵図(年不詳)

半山松平藩初期における

東万里子

にしめに

では、 であることと比べると、 を与えられていました。享保十一年当時、 月二十五日に二百人扶持を、 紋御羽織が下されています。京都の河井は正徳二年(一七一二) に寸志上納米など家臣からの借り上げが行われたとされています。 を与え、 柳原邸が類焼、 のような借り上げ以外にも、 津山市史 津山松平藩の財政は当初から窮迫していたことが知られています。 享保十三年には京都の河井十右衛門と大坂の上田三郎左衛門へ御 この二人と津山藩の関わりを中心にまとめてみます。 この類焼による江戸屋敷の建築費などが藩財政に大きな打撃 元禄十三年、宝永元年(一七〇四)、享保三年(一七一八) 第四巻 江戸鍛冶橋屋敷は初代藩主宣富の治世に三回 近世Ⅱによると、元禄十一年 その存在の大きさがうかがわれます。 津山藩は上方から借金をしていました。 大坂の上田は享保十一年に百人扶持(1) 津山の大年寄が十人扶持 (一六九八) 江戸 本稿 七

京都 河井十右衛門

定室が初めて帰国した元禄十五年の閏八月五日、大坂御蔵元中島 宣富が初めて帰国した元禄十五年の閏八月五日、大坂御蔵元中島 宣富が初めて帰国した元禄十五年の閏八月五日、大坂御蔵元中島

わされ候ところ、早速お請けに及び候旨」とあり、河井が類焼の入都河井十右衛門儀、江戸御屋敷御類焼につき御入用金の義、仰せ遣宝永二年十一月に江戸屋敷が類焼すると、十二月廿八日には「京

考えられ、宝暦・明和頃には和歌山藩でも調達御用をしていこの河井十右衛門という人物は、代々十右衛門を名乗って用金を用意したことがわかります。

っていると

京都で資金調達

がわかっています

送られました。

送られました。

送られました。

はい時期、京都の河井は、江戸屋敷類焼の入用金以外にも、迅速に津山藩の要求に応じています。宝永四年十月、幕府が藩札の使用に津山藩の要求に応じています。宝永四年十月、幕府が藩札の使用に津山藩の要求に応じています。宝永四年十月、幕府が藩札の使用に津山藩の要求に応じています。宝永四年十月、幕府が藩札の使用に津山藩の要求に応じています。宝永四年十月、幕府が藩札の使用に津山藩の要求に応じています。

段が整いました。翌月には京都大火により河井十右衛門宅が類焼す 津山に伝えられたその内容は、 られました。 るという災難が起きましたが、二千両 河井十右衛門宅を訪れ、 ます。二月九日に到着、 なりませんでした。 た。当時十万石だった津山藩は二千両を三月までに調達しなければ 立て替えて三月までに江 いうもので、村々から取り立てていては時間がかかるので、 く、宝永五年閏一月に諸国高役金を賦課しました(3)。 救済措置の一つとして、幕府は全国から一律に復興資金を徴収すべ 同じ年の十月には南海トラフ地震と考えてられ その四十九日後には富士山の大噴火が起こります。 勘定奉行だった山田兵太夫は早速京都へ出立し 十三日には二千両を三月中に江戸へ送る算 十一日には京都にい 戸の御金蔵へ納めなさい、というものでし 高百石につき金二両ずつ上納すると は 無事三月 た田中才兵衛と一緒に てい 十六日に江 閏一月十五日 る巨大地 領主が

代となる深江屋も、宝永二年に「京都御用達町人」として現れることいます。当時、京都の河井が蔵元であったこと、後に大坂蔵屋敷の名に関する御用金を江戸へ送り、春渡しの給金については国元へ送ってに関する御完金繰りに奔走していました。同年中に浅草御蔵火の番京都で勘定の仕事をしていた田中才兵衛という人物は、これらの御

などもあわせて考えると、 重要な位置を占めて たと考えら 宝 永頃は勘定に関 れます L て、

京

上田三郎左衛門

見つけられていません。 ます 元御 が 蔵 元上田三左衛門が津 大坂商人の 宝永・ 正徳頃 上田 12 0 玉 0 山に来たという記事があ Va 元日記中に大きな動きを 7 は、 元禄 六年 六月

その後、

享保元年に江

戸

屋敷が類焼したとき、

大坂

読み取れます。 から借り入れを行 屋敷に 一田が 田 御蔵米を輸送する廻 積極的に大名に貸付をしようとしていることが 0 書館 郎左衛門は、 駆けつけ 津 Ш 0 藩 西 0 にあ 0 て資金調達を申し出ています。 大坂 0 たの 大坂御用達の中心として多くの 享保 ったとされています。 蔵屋敷も中 かどうかはわかりませ 船問 F. 0 飢 一田の屋敷は、 屋となった人物 饉 で名を売り、 之島図書 現在の 元禄 館 0 P で(4)、 んが、 から 府立 上田 西に が

享保頃 幕府の 享保初期には萩藩 中之島図 銀を調達していました(5)。 あったと考えら おわりに れ この点でのつながりも想像できます

ていたことがわかりました。 松平家が津山 の方が、大坂よりも人脈が多かったのかもしれません。 た松平家にとって、 役 津山松平藩初期 河井と上 や京都の役人につい 人については見当たりません 三位中将光長家中并 急に資金が必要となった場合、 田にスポ へ来る前 0) 公家との姻戚関係などもある京都 国 ットを当て、 の分限帳と考えられる 元 知行役 ての記載は 日 記 津山に来る前 に登場する上方商 6 京都 紹介しました。 あ には、 ります 0 商 は越 大津米払 人を頼 が 松平越 後に 人の 大坂 宝 う Va 0

5

きなものとなっていったと考えられます 景にあり、 われる時期と重なります 衰微、 今回 採り上げた時期 大坂商 津 山藩にとって大坂商 人の興隆という現象が起こったと は、 700 金融 このような事情も背 面における京都 人の 存 在 が より 商

影響も 藩財政 御蔵 元上田 です。 替元 ります。 右衛門となっているなど、 享保十三年の院庄 また、 年には御蔵 元を辞退 元中島忠右衛門とあ 2 の逼迫と関係するの 三左衛門とあり、 河井十 上方の蔵 Vi う なります。 項 元出来とあります。 右衛門は、 目 があり、 南村の免定 その後は御手前蔵となり、 元に より詳細な分析が今後の課 つい り、 宝永頃は京都御蔵 上方の て、 正徳二年七月二十五 かも 変動があ 元禄十六年には (8) には、 元禄十五年に しれません。 借 このような動きは 金が村に与えた 0 たことがわか 上 元河 方借之借 さらに 享保 は 元 御 日 井 坂

註

- 1 享保十 年津山藩分限帳 『津山温』 知会誌 第 五.
- 賀川隆行 平成八年 近 世 大名金融史の 研 究 (吉川 弘文館
- 3 4 野高宏之「中之島の御大尽 倉地克直 纂所だより』 江 戸 の災害史』(中公新書 第31号 大阪市史編纂所 Ŀ 由三郎 平成 左右衛門」 平成二十 (『編 年
- 愛山文庫D1-5 田 プロ 中誠 ジェ 6 クト 萩藩中期 山 大学研究推進体 藩財政 0 研 究 やまぐち学」 (『やまぐち学の 構築

7

「新修大阪市史」

第

6

8

江川家文書

休館中のご案内

[資料閲覧]

閲覧可能日:月曜日~金曜日(要予約) (祝日・年末年始は除く)の午前9時~午後5時

[頒布資料について]

当館発行の頒布資料につきましては、原則郵便にて 受け付けます。詳細はお問合せください。



博物館だより「つはく」 No.102 令和元年10月1日

津山郷土博物館 [編集·発行]

〒708-0022 岡山県津山市山下92 Tel (0868) 22-4567 Fax (0868) 23-9874 E-mail tsu-haku@tvt.ne.jp

有限会社 二葉印刷 LED 刷]

★は、津山松平藩の槍印で剣大といい、現在津山市の市章となっています。